

金融商品取引法における特定投資家制度に係る「期限日」について

当行における特定投資家制度に係る「期限日」(金融商品取引法 34 条の 2 第 3 項 2 号)は、承諾日から起算して 1 年以内の 9 月 30 日と致します。

商号	ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・ リミテッド 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 105 号
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

以上